

(案)
新旧対照表

別紙 2

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例

新	旧
<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例 平成13年12月10日 条例第68号</p>	<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例 平成13年12月10日 条例第68号</p>
<p>改正 平成14年12月6日条例第68号 平成15年3月13日条例第29号 平成18年3月14日条例第40号 平成18年12月19日条例第87号 平成19年6月25日条例第41号 平成21年9月30日条例第38号 平成24年3月6日条例第23号 平成24年10月2日条例第42号 平成24年11月30日条例第46号</p>	<p>改正 平成14年12月6日条例第68号 平成15年3月13日条例第29号 平成18年3月14日条例第40号 平成18年12月19日条例第87号 平成19年6月25日条例第41号 平成21年9月30日条例第38号 平成24年3月6日条例第23号 平成24年10月2日条例第42号 平成24年11月30日条例第46号</p>
目次	目次
<p>第1章 総則（第1条 第6条） 第2章 建築計画の届出及び協議等（第7条 第9条） 第3章 住環境の整備及び周辺環境への配慮（第10条 第16条） 第4章 集合住宅等建築物に関する措置（第17条 第20条） 第5章 ワンルームマンション建築物に関する措置（第21条 第24条） 第6章 特定商業施設に関する措置（第25条・第26条） 第7章 路地状敷地に建築される長屋に関する措置（第27条 第31条） 第8章 雑則（第32条 第38条） 附則 一部改正〔平成24年条例42号〕</p>	<p>第1章 総則（第1条 第6条） 第2章 建築計画の届出及び協議等（第7条 第9条） 第3章 住環境の整備及び周辺環境への配慮（第10条 第16条） 第4章 集合住宅等建築物に関する措置（第17条 第20条） 第5章 ワンルームマンション建築物に関する措置（第21条 第24条） 第6章 特定商業施設に関する措置（第25条・第26条） 第7章 路地状敷地に建築される長屋に関する措置（第27条 第31条） 第8章 雑則（第32条 第38条） 附則 一部改正〔平成24年条例42号〕</p>
<p>第1条～第6条 略 （定義） 第2章 建築計画の届出及び協議等 （建築計画の届出及び協議） 第7条 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 （昭和53年12月世田谷区条例第51号。以下「区中高層建築物等条例」という。） 又は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和 53年東京都条例第64号。以下「都中高層建築物条例」という。）の適用を受 ける指定建築物の建築をしようとする建築主は、区中高層建築物等条例第6 条第1項の規定による標識の設置又は都中高層建築物条例第5条第1項の規 定による標識の設置を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区</p>	<p>第1条～第6条 略 （定義） 第2章 建築計画の届出及び協議等 （建築計画の届出及び協議） 第7条 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 （昭和53年12月世田谷区条例第51号。以下「区中高層建築物等条例」という。） 又は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和 53年東京都条例第64号。以下「都中高層建築物条例」という。）の適用を受 ける指定建築物の建築をしようとする建築主は、区中高層建築物等条例第6 条第1項の規定による標識の設置又は都中高層建築物条例第5条第1項の規 定による標識の設置を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区</p>

長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。

2 前項に規定する建築物以外の指定建築物の建築をしようとする建築主は、次の各号のいずれかの行為を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。

(1) 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請

(2) 法第6条の2第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けるための書類の提出

(3) 法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請

(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請

(6) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する計画の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項まで(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)に規定する認定の申請

(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請

3 前2項の規定による協議は、次章から第7章までの規定(第10条第3項、第16条、第18条、第21条第1項及び第2項、第24条、第25条、第27条、第28条第2項並びに第29条から第31条までの規定(以下「住環境整備規定」という。)を除く。)による整備等について行うものとする。

一部改正〔平成15年条例29号・18年40号・87号・21年38号・24年42号・46号〕

長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。

2 前項に規定する建築物以外の指定建築物の建築をしようとする建築主は、次の各号のいずれかの行為を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。

(1) 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請

(2) 法第6条の2第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けるための書類の提出

(3) 法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請

(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条第1項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請

(6) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する計画の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項まで(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)に規定する認定の申請

(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請

3 前2項の規定による協議は、次章から第7章までの規定(第10条第3項、第16条、第18条、第21条第1項及び第2項、第24条、第25条、第27条、第28条第2項並びに第29条から第31条までの規定(以下「住環境整備規定」という。)を除く。)による整備等について行うものとする。

一部改正〔平成15年条例29号・18年40号・87号・21年38号・24年42号・46号〕

第8条～第9条 略

(保育所等の設置に関する協議)

第9条の2 住戸専用面積が40平方メートル以上の住戸の数が50以上又は住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の指定建築物(寮、寄宿舎等の用途に供するものを除く。)の建築をしようとする建築主は、第7条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする日の前までに、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所その他子育てを支援するための施設で規則で定めるものの設置について、区長と協議を行わなければならない。

第10条～第38条 略

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成14年5月2日以後に行われる世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第65号)第5条各号のいずれかの行為、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年東京都規則第159号)第5条第1項各号のいずれかの行為又は第7条第2項各号のいずれかの行為に係る建築物の建築について適用する。

附 則(平成14年12月6日条例第68号)

- 1 この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の規定は、平成15年3月1日以後に行われた世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第65号)第5条各号のいずれかの行為、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年東京都規則第159号)第5条第1項各号のいずれかの行為又は同条例第7条第2項各号のいずれかの行為(以下「区規則、都規則又は条例に規定する行為」という。)に係る建築物の建築について適用し、同日前に行われた区規則、都規則又は条例に規定する行為に係る建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月13日条例第29号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月14日条例第40号)

第8条～第9条 略

新設

第10条～第38条 略

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成14年5月2日以後に行われる世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第65号)第5条各号のいずれかの行為、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年東京都規則第159号)第5条第1項各号のいずれかの行為又は第7条第2項各号のいずれかの行為に係る建築物の建築について適用する。

附 則(平成14年12月6日条例第68号)

- 1 この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の規定は、平成15年3月1日以後に行われた世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第65号)第5条各号のいずれかの行為、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年東京都規則第159号)第5条第1項各号のいずれかの行為又は同条例第7条第2項各号のいずれかの行為(以下「区規則、都規則又は条例に規定する行為」という。)に係る建築物の建築について適用し、同日前に行われた区規則、都規則又は条例に規定する行為に係る建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月13日条例第29号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月14日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月19日条例第87号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年12月20日から施行する。ただし、附則第4項の規定（第7条第2項第6号の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第41号）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第7条第1項及び第2項の規定による届出がなされた計画に係る建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月30日条例第38号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条第2項第7号の規定は、平成21年11月1日以後に行われる同号に掲げる行為に係る建築物の建築について適用する。

附 則（平成24年3月6日条例第23号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月2日条例第42号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日条例第46号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成24年11月規則第103号で、同24年12月4日から施行）

附 則（平成25年 月 日条例第 号）

この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号

の改正規定は、交付の日から施行する。

別表（第25条関係） 略

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月19日条例第87号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年12月20日から施行する。ただし、附則第4項の規定（第7条第2項第6号の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第41号）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第7条第1項及び第2項の規定による届出がなされた計画に係る建築物の建築については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月30日条例第38号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条第2項第7号の規定は、平成21年11月1日以後に行われる同号に掲げる行為に係る建築物の建築について適用する。

附 則（平成24年3月6日条例第23号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月2日条例第42号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日条例第46号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成24年11月規則第103号で、同24年12月4日から施行）

別表（第25条関係） 略